

男鹿市告示第33号

男鹿市移住活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市移住活動支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市移住活動支援補助金交付要綱（令和4年男鹿市告示第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 移住希望者 本市への移住<u>や二地域居住（以下「移住等」という。）</u>を希望又は検討している<u>者</u>をいう。</p> <p>(2) 移住活動 移住希望者による市内での<u>移住等の実現</u>に向けた暮らし体験、下見等の行為をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(交付の対象及び交付額等)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 移住希望者 本市への移住を希望又は検討している<u>個人</u>をいう。</p> <p>(2) 移住活動 移住希望者による市内での<u>移住の実現</u>に向けた暮らし体験、下見等の行為をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(交付の対象及び交付額等)</p> <p>第3条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 補助対象事業は、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊を伴う行程の場合は、市内宿泊施設 又は男鹿市移住体験住宅（以下「<u>市内宿泊施設等</u>」という。）を利用すること。ただし、<u>市内宿泊施設等を利用しない</u>場合であっても、市内に居住する親族宅へ宿泊する場合は認めるものとする。</p> <p>(3) <u>移住等</u>に直接関係する行程が、全行程の過半を占めること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 補助金の交付額は、前項の経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とし、<u>上限額は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>居住地から本市までの往復交通費</u> 単身の場合は2万円、帯同する世帯員がいる場合は5万円</p> <p>(2) <u>移住活動期間中のレンタカー利用料金</u> 一日あたり5,000円、最大で15,000円</p> <p>5 (略)</p>	<p>2 補助対象事業は、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊を伴う行程の場合は、市内宿泊施設を利用すること。ただし、<u>市内宿泊施設を利用しない</u>場合であっても、市内に居住する親族宅へ宿泊する場合は認めるものとする。</p> <p>(3) <u>移住</u>に直接関係する行程が、全行程の過半を占めること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 補助金の交付額は、前項の経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。<u>ただし、往復交通費の上限額を2万円とし、レンタカー利用料金の上限額を5,000円とする。</u></p> <p>5 (略)</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。